

入札保証金の納付方法について

土地売払案内書5ページ「2 入札保証金(3) 入札保証金の納付方法」より、入札保証金は小切手による納付を原則としております。

一部金融機関が小切手の発行を終了している状況を鑑み、金融機関が小切手を発行できない場合に限り、本市が発行する納付書又は振込での対応を認めます。

納付書の場合、事前に入札保証金額をお伺いし、本市が発行した納付書をお渡ししますので、東大阪市役所内の市金庫又は本市収納取扱金融機関にて納付のうえ、金融機関押印済の預け書・預り証書を入札時に必ずご持参ください。お忘れの場合、本市で入金確認が出来ないため、入札に参加出来ませんのでご注意ください。

なお、納付書の用意には2営業日を要しますので、買受申込期間中に十分余裕をもって総務管理課までお申し出ください。

振込の場合、事前振込日、振込金額及び振込名義を本市に連絡してください。その際に口座情報をお伝えしますので、11月5日(水)までに振り込んでください。なお、振込手数料はご負担ください。また、振込確認のため、振込後の連絡もお願いします。

納付書及び振込いずれの場合においても、落札されなかった場合には還付に関する請求書をご提出いただき、後日還付いたしますが、還付手続きに時間を要しますので、あらかじめご了承ください。